特約事項

（独占禁止法等に該当した場合の違約金等）

第１条　受注者はこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。本契約が単価契約の場合は、契約期間全体の予定総額。以下同じ。）の100分の15に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第１号又は第２号のいずれかに該当した場合であって、排除措置命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

(1)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令。以下同じ。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。（独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）

(2)　受注者が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について却下又は請求棄却の判決が確定したとき。

(3)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条による刑が確定したとき。

第２条　前条の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する契約金額の100分の15に相当する額の違約金に代えて、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を発注者に支払わなければならない。

(1)　前条第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３の規定の適用があるとき。

(2)　前条第３号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)　受注者が本契約に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

第３条　受注者が第１条又は第２条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第４条　受注者は契約の履行を理由にこの違約金の支払いを免れることはできない。

第５条　第１条及び第２条の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。